

法文化学会第20回研究大会ご案内

拝啓

涼しさの増すこの頃であります、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じお慶び申し上げます。

さて、かねてよりニューズレターを通してお知らせ致しておりました法文化学会第20回研究大会を、下記の要領にて開催致しますので、皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご参集賜りますようご案内申し上げます。

敬具

法文化学会第20回研究大会準備委員会

2017年9月25日

記

日 時：2017年11月11日（土）10：00 開始

場 所：上智大学四ツ谷キャンパス 6号館 306号室

住 所：〒102-8554 東京都千代田区 7-1

昼 食： 当日はお弁当などの手配は致しません。ご了承のほど、お願い致します。

懇親会：上智大学四ツ谷キャンパス 13号館 304号室

大会参加費：1500 円

懇親会費：5000 円

※ 当日受付にてお支払い下さい。なお学会費に未納のある方は、受付時に学会費もお納め下さいましたら幸いです。

連絡先：大会準備責任者・松本尚子（n-matsum@sophia.ac.jp、03-3238-3253・研究室直通）までお願いします。

※本研究大会についてのお問い合わせは、開催前までに、上記のところまでお願い申し上げます。当日のやむを得ないご連絡については、090-5453-8746（出口携帯）までお願いします。

大会日程表

(11月11日(土)、上智大学四ツ谷キャンパス6号館306号室)

開会挨拶

テーマ報告「法を使う／紛争文化」

10:00～10:10 趣旨説明 : 松本尚子(上智大学)

10:10～10:45 テーマ報告①: 川島翔(一橋大学)
「証書史料にみられる中世盛期の教会裁判所における紛争解決」

10:45～11:20 テーマ報告②: 神野潔(東京理科大学)
「鎌倉御家人の法生活と訴訟」

11:20～11:55 テーマ報告③: 岡崎まゆみ(帯広畜産大学)
「旧韓末・朝鮮の日本影響下における訴訟観の変化」

11:55～12:30 テーマ報告④: 上田理恵子(熊本大学)
「二重体制期ライタ以西地域における自治体調停を利用する人々」

<12:30～13:30 昼休み(理事会開催)>

13:30～14:05 テーマ報告⑤: 西迫大祐(明治大学)
「ジャック・ヴェルジェスの司法戦術とミシェル・フーコーの哲学について」

14:05～15:40 テーマ報告⑥: 尾崎一郎(北海道大学)
「紛争行動／法使用行動と法文化について」

14:40～15:15 テーマ報告⑦: 鹿又伸夫(慶應義塾大学)
「現代日本における紛争の発生と終結」

<15:15～15:30 休憩>

15:30 ～15:45 コメント 鈴木道也（東洋大学）

15:45 ～16:00 コメント 林真貴子（近畿大学）

16:00 ～16:15 コメント 馬場健一（神戸大学）

16:15 ～17:00 全体討論

17:00～17:30 総会

閉会挨拶

18:00～ 懇親会

以上

法文化学会第 20 回研究大会報告要旨

テーマ報告①

証書史料にみられる中世盛期の教会裁判所における紛争解決

川島 翔(一橋大学)

中世盛期の教会裁判所における紛争は、終局判決によって決着が付けられることは稀であり、その圧倒的多数は仲裁・和解に終わっていたことが知られている。ゆえに、教会裁判権は、法的規範性や強制力よりも、はるかに強く和解と仲裁に依存した法文化の一部であると言われる。

他方で、訴訟当事者が法廷に出頭せず、紛争解決に対して消極的な態度を取る事例も史料にはしばしば登場する。このような態度は命令不服従 (*contumacia*) と観念され、その場合には欠席当事者にさまざまなサンクションが課されえた。仲裁・和解を平和的な紛争解決に向けての当事者の積極的態度とみた場合、命令不服従はその対極に位置づけられるであろう。

では、何が当事者のこのような行動・態度に作用したのだろうか。本報告では、証書集 (*Urkundenbuch*) にみられる 12、13 世紀の紛争事例 (特に仲裁・和解および命令不服従の事例) の分析を通じて、紛争過程における当事者の行動の要因を考察したい。

テーマ報告②

鎌倉御家人の法生活と訴訟

神野 潔(東京理科大学)

本報告では、鎌倉幕府の法廷に提起された数多くの訴訟の中から、まず御家人の一族間相論に注目したい。一族間相論については重要な先行研究が既があり、そこでは一族内解決と幕府への訴訟提起に対する御家人の意識・認識がどのように変遷していったのかが指摘されている。本報告では、この先行研究に学びつつ、“変遷”の再検討を行いたいと考えている。

また、この検討とは別に、御成敗式目 35 条の召文違背 [論人 (被告) が出頭命令に応じない場合の罰則に関する規定] についても、御家人の意識という観点から考えてみたい。式目 35 条は、式目制定以後 50 年近くにわたって判決の根拠とされず、鎌倉幕府はその適用に消極的であったことが確認されている。しかし、この事実の裏側には、自力救済が前提とされた中世社会において、最終的に召文に応じた論人が多くいることも指摘できるの

であり、なぜ論人は召文に応じたか（論人はなぜ最終的に幕府法廷に出ることに決めたのか）ということに、報告者は強い関心を持っている。

以上二点について取り上げながら、鎌倉御家人はなぜ・どのように・どのタイミングで鎌倉幕府の裁判という紛争解決制度を選択・利用したのか、その前提としてどのような法生活があったのかについて、考察していきたい。

テーマ報告③

旧韓末・朝鮮の日本影響下における訴訟観の変化

岡崎まゆみ(帯広畜産大学)

19世紀末、王朝時代末期（旧韓末）の朝鮮は日本による影響の下、近代的な司法制度の整備に着手した。それまで一体化していた行政と司法を分離しようとする過程では、朝鮮在来の訴訟手続はもちろん、法規範や法概念、さらに朝鮮人の「訴訟」に対する意識、社会通念にも、少なからぬ変化をもたらした。日本の影響が介在した旧韓末・朝鮮司法をめぐる研究は、これまで制度の変遷やそれに伴う法の変容に焦点が当てられることが主であり、そうした変化が当時の朝鮮人社会にどのように受け止められ、かれらの行動にどう影響を及ぼしたかという点までは、ほとんど注目されてこなかった。そこで本報告では、日本の影響下で展開された朝鮮の司法制度整備によって、旧韓末・朝鮮人（社会）の訴訟観にどのような変化をもたらしたか？について考察したい。なお、1895年「裁判所構成法（朝鮮）」施行から1910年韓国併合までを分析の射程とし、資料はソウル近郊の民事訴訟記録（漢城府裁判所、平理院等を予定）を用いる。

テーマ報告④

二重体制期ライタ以西地域における自治体調停を利用する人々

上田理恵子(熊本大学)

オーストリアにおける自治体調停担当（Gemeindevermittlungsammt）とは、近隣間の金銭、境界画定ほか小規模な紛争解決を目的として基礎自治体に設置された紛争処理機関の一つである。今日ではウィーン、シュタイアーマルク、フォアルベルク、ティロールにのみ導入されている。

元来、この制度は君主制下のライタ川以西地域について、帝国地方自治体法（1862 年法律 18 号）及び 1869 年法律 150 号に遡る。調停委員は“Vertrauensmänner”と呼ばれる非法律家である。オーストリア民事訴訟法（1895 年）起草者フランツ・クライン（Franz Klein）は、英・仏をモデルとした治安裁判所の導入を提言するも実現にはいたらず、司法大臣任期中の 1907 年には改正法も成立するが、民事訴訟法と異なり評価は高くなかった。

本報告では、19 世紀に遡って制度内容、クラインによる改革の構想および 1907 年改正を概観するとともに、当時の法律および一般新聞・雑誌の記事を通して、この制度の利用者や、非法律家である調停員の実態に迫ろうと試みる。

テーマ報告⑤

ジャック・ヴェルジェスの司法戦術とミシェル・フーコーの哲学について

西迫大祐(明治大学)

1970 年代後半から、フーコーはジャック・ヴェルジェスに接近し、共に司法改革運動に従事するようになる。その背後には、フーコーが政治犯の強制送還への反対運動、イラン革命、難民問題、同性愛問題などとの関わりをもち、フーコーが「権利」について考察するようになることがあげられる。しかしフーコーの言う権利は憲法に基づくものではなく、自由の実践からそのつど生じる独自の用語である。この点において、フーコーとヴェルジェスの交差点がある。というのもヴェルジェスは政治犯を弁護し勝訴するために、裁判のルールにしたがう代わりに、裁判所に政治を持ちこむ新しい戦術「切断による裁判」を作り出したからである。両者ともに、アプリアリな法的概念や操作に頼らず、実践のうちに新しい権利や裁判実践の契機を見だそうとした点で共通点をもつ。本報告ではフーコーおよびヴェルジェスの言う実践からの司法を分析した上で、その今日的な意義、可能性と限界について考察する。

テーマ報告⑥

紛争行動／法使用行動と法文化について

尾崎一郎(北海道大学)

「制度」と「文化」の概念について吟味すれば、紛争行動ないし法使用行動（従属変数）の規定因子（独立変数）として「法文化」や「制度」を位置づけた上で「文化要因説」と「制度要因説」の優劣を吟味するという問題構成はいたずらに議論を混乱させるだけであることがわかる。ましてや両説の「折衷説」などという「説」は端的に支持できない。

報告者も参加した現代日本における紛争行動調査（村山眞維（編集代表）『現代日本の紛争処理と民事司法』（全3巻）東京大学出版会、2010年）で得られた知見や、米国が訴訟過剰社会との俗説を退けなぜアメリカ人は訴訟を提起しないのかを分析した近時の法社会学研究（David M. Engel, *The Myth of the Litigious Society: Why We Don't Sue*, The University of Chicago Press, 2016）などを参照しながら、紛争行動／法使用行動と法文化の関係について再考することにした。

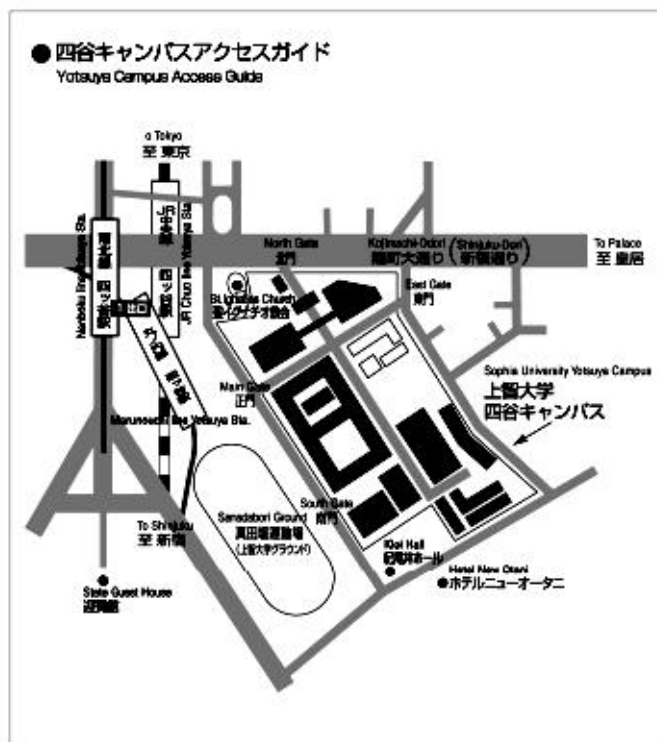
テーマ報告⑦

現代日本における紛争の発生と終結

鹿又伸夫(慶應義塾大学)

現代日本において、日常生活のさまざまなトラブルから、どのような紛争（もめごと）が発生し、長期化するのかについて、2006年に実施された全国調査データから再検討する。様々なトラブルの経験は13の生活領域の79項目から測定され、その中から重大だったトラブルが（あれば）選択された。この重大トラブルについて、発生から終結までの推移を時間経過（月単位）にしたがった動的プロセスとして分析する。重大トラブルの終結の長期化を紛争化と捉え、終結の早期化・長期化に影響する要因として、年齢・性別・学歴など回答者の基本属性、トラブルの内容（上記79項目）、責任・被害の認識、要求・被請求の内容、専門機関への相談行動などを取りあげる。トラブルの内容、相手側や自分側への帰責、それにともなう金銭的・非金銭的な要求・被請求、専門機関（団体・専門家含む）への相談などそれぞれが、重大トラブルの終結を早期化または長期化するのかを検討する。

会場までのアクセス



上智大学四谷キャンパス

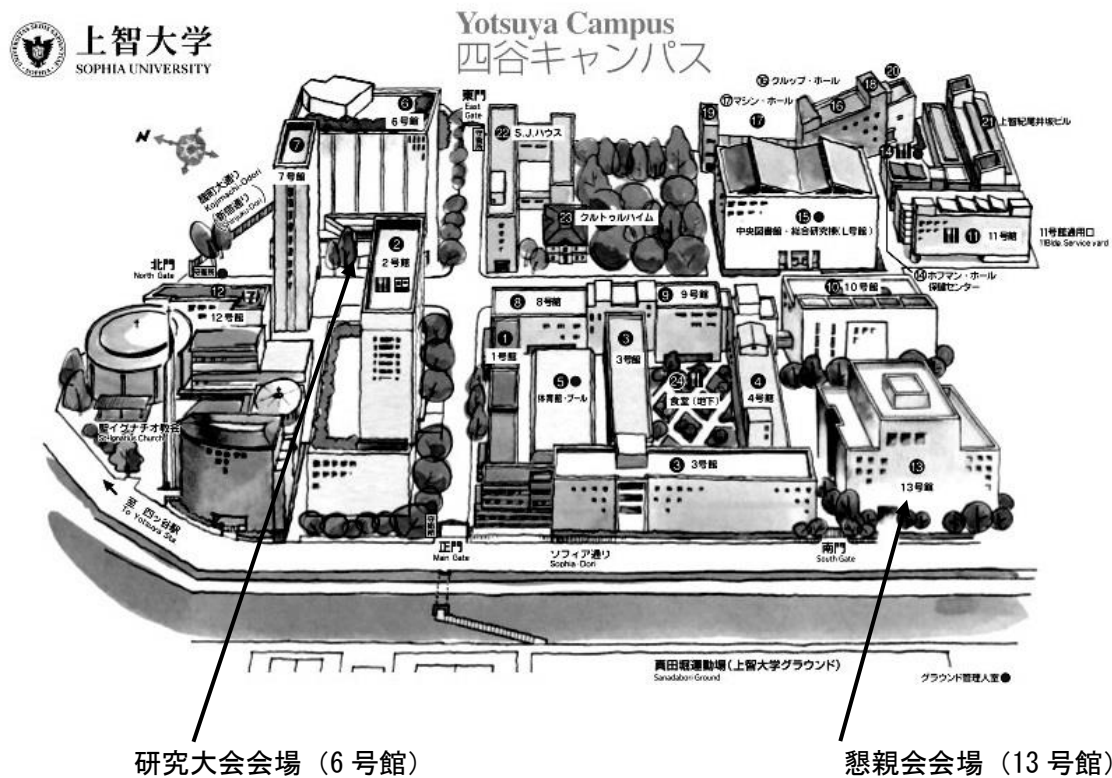
〒102-8554

東京都千代田区紀尾井町 7-1

JR 中央線、東京メトロ丸ノ内線・
南北線/四ッ谷駅 麹町口・赤坂口
から徒歩 5 分

※キャンパス内には駐車場があり
ません。下記のホームページにて
周辺の駐車場をご利用ください。

研究大会及び懇親会会場



研究大会会場（6号館）

懇親会会場（13号館）